

浜串漁業協同組合

漁業技能実習生へ労働関係法令講習

6 月 8 日、長崎県五島列島のうち、上五島と呼ばれる中通島に所在する浜串漁業協同組合の技能実習生寄宿寮「五つ星寮」において、長崎支部と愛媛支部が担当する大中型まき網漁船に乗船するインドネシア人技能実習生 12 人を対象に、労働関係法令講習を実施した。

講師は、ファイザル水産部職員と長崎支部執行部が務め、全日本海員組合の活動内容をはじめ、日本の漁船に乗船するうえで必要となる心構えや船内秩序、給与、安全衛生、災害補償、ライフジャケットの着用義務、宗教上で禁忌とされる食材の摂取とラマダン期間中の対応などについて、コミュニケーションを交えながら説明を行った。

技能実習生からは、給与から控除される項目や日本の税制度に関する質問が寄せられ、質疑応答を通じて理解を深めた。

最後に、各地区で発生している技能実習生の失踪や事故の実例を交えつつ、犯罪行為に巻き込まれる恐れがある脱船逃亡は絶対にしてはならないと注意喚起をし、病気やけがをすることなく実習期間を満了できるよう頑張ってもらいたいと激励するとともに、困ったことや相談したいことがあれば、いつでも組合に連絡するよう伝え講習を修了した。

今後、技能実習生は陸上での座学講習を経て、各々の船舶へ乗船し、漁船漁業における技術・知識の取得に向けた実習を行っていく。

「海員だより」